青森・岩手県境不法投棄問題の経過と 視察レポート:研究資料として

小 出 秀 雄*

はじめに

本研究資料は、次の3部から構成されている。

まず、第1部の「データ編」では、発覚当時わが国で最大規模であった、青森県三戸郡田子町と岩手県二戸市の県境での産業廃棄物不法投棄問題(以下、「県境不法投棄問題」と略す)の要点を、データを用いて整理している。続いて、第2部の「レポート編」では、2005年9月に筆者が行った青森県側の現場視察を、現場の図と写真を使ってレポートの形で解説している。そして、第3部の「年表編」では、不法投棄の当事者である三栄化学工業㈱が青森県に産業廃棄物処理業を許可された1981年7月から、原状回復対策の協議会が定期的に開催されている2005年11月までのさまざまな出来事を、ブロック化した年表で整理している。

県境不法投棄問題に関しては、今までいくつか詳しい文献が出版されている¹。ただ、現在も刻々と状況が変化しているため、いかに詳しい解説であったとしても、根拠としている情報が古くなることを避けられない(本資料もまた然りだが)。その上、

^{*} 西南学院大学経済学部。本研究資料は、文部科学省の平成18年度科学研究費補助金(若手研究(B))による、「個別リサイクル法の料金徴収制度と不法投棄対策の経済学的分析」(課題番号:16730139)の成果の一部である。その研究支援にあらためて感謝申し上げる。また、本資料の一部は、本学の国内研究期間中(2005年度後期)に作成された。さらに、2005年9月の現地調査とその前後の確認作業において、多くの方々に大変お世話になった(資料末尾に記述)。なおいうまでもなく、ありうる記述上の誤りはすべて筆者の責任である。

¹ 高杉 (2003), 津軽石・千葉 (2003), 笹尾 (2004) など。週刊循環経済新聞編集 部編著 (2005) では, 2004年12月の取材写真が掲載されている。また,『いんだすと』 2005年8月号 (No.214) では, 特集「産廃特措法と原状回復対策」の事例として, 青森県と岩手県の取り組みが解説されている。

両県で別々に原状回復に向けた取り組みを進めているため、分析の際にどうしても片 方の記述に終始する傾向が見られる。

本資料を作成するにあたっては、現時点(2005年12月下旬2)で利用可能な行政公 表資料をはじめ、現場での作業状況を伝える定期発行物、地元団体による問題整理資 料、地元新聞社による報道記事などを参考にした。なお、作業段階においては、筆者 が今後この県境不法投棄問題をはじめとする現実の廃棄物処理問題を実証的に検討す る際に、あらかじめどのように既存の資料を整理すればその後の「経済学的分析」に つなげられるか、を常に意識した3。

【第1部:データ編】

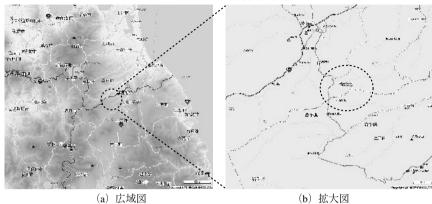
[1] 青森・岩手県境不法投棄問題の背景

面積にして27ha. 量にして88万 m³もの膨大な産業廃棄物が不法投棄されたのは. 青森県三戸郡田子町4と岩手県二戸市5の県境周辺である。この辺りは牧草地が一面に 広がっており、たしかにそこに至る道沿いには木が生い茂っているが、不法投棄の現 場自体は、よくイメージされるような「うっそうとした森の中」ではない。

図1の(a)は不法投棄現場を中心とした両県庁所在地を含む広域図、(b)は現場 周辺の拡大図である。現場の南北を二戸田子線(岩手県道・青森県道32号線)が通っ

- 2 本資料は当初、2006年1月に完成する予定であったが、他の研究との折り合いから、 やむをえず仕上げの作業を延期した。また、本年に入って公表された最新の資料を 考慮することも一時検討したが,既に前年末に,現地の行政担当者と研究者にデー タと年表の確認をしていただいたことから、そのときの完成度の維持を優先した。
- 3 本資料の内容と直接関係はないが、当該県境現場の視察後、2005年9月29日に大分 県豊後大野市の旧埋立処分場の適正閉鎖事業現場を、同年10月22日に韓国南部の不 法投棄の原状回復現場(全羅北道全州市・西部新市街地)等を視察する機会を得た。 また、廃棄物処理技術の素人である筆者が、平成17年度「九州環境技術創造道場」(道 場長:花嶋正孝・特定非営利活動法人環境創造研究機構理事長)の受講の許可をい ただき、なんとか所定の課程を修了できたのは、社会科学の枠を超えて自分の専門 分野を拡張する上で、これ以上望みようがないほど有意義な時間だった (上記の韓 国視察はその一環である)。そのときに得た知見が、この資料の作成作業にも生かさ れている。
- 4 面積242.10 km², 人口7,288人 (平成12年国勢調査)。ニンニクの生産量が日本一。
- 5 面積240.61 km², 人口27,678人(平成12年国勢調査)。2006年1月1日, 二戸郡浄法寺 町と合併し新たな二戸市になった。
- 6 起点は二戸市,終点は田子町,実延長は約25.4 km (岩手県側19.8 km,青森県側5.6 km)

県境不法投棄現場の位置



出所: 「ゼンリン電子地図帳 Z[zi:] Professional 5 | (ゼンリン、2005年)

ており、これを経由して不法投棄が行われた。青森県側から現場に近づくには、田子 町の東西に走る国道104号線7から、県境に向かって6kmほど南下する。一方、岩手 県側からは、青森県側より長く蛇行した山道を登ることになる。

1981年7月に青森県から産業廃棄物処理業を許可された三栄化学工業㈱(本社は青 森県八戸市、以下「三栄化学」と略す) は、1991年1月に現在の不法投棄現場での操 業を認められた。そこに作られた最終処分場はあまりに小さすぎて、実質的に使えな いものであった。

1995年から、近隣の住民等からの苦情や情報に基づき、県の保健所が三栄化学への 立入調査を実施し、わずかながらも投棄された廃棄物が確認されるようになった。 1996年11月には三栄化学に対して、青森県は30日間の、岩手県は20日間の事業全部停 止処分をそれぞれ下した。その後まもなく、早朝と夜間の監視が実施されるとともに、 定期監視が強化された8。

しかし、不法投棄はそこで終わらなかった。なぜだろうか。

青森県による検証結果報告ではこの点について、次のように分析している%。1996

⁷ 起点は青森県八戸市,終点は秋田県大館市,距離は約128.8 km。

⁸ 不法投棄発覚までの経緯を詳細に検証したものとして、青森県の県境不法投棄検 証委員会(2003)と岩手県の県境産業廃棄物不法投棄対応検証委員会(2003)を参 照のこと。

⁹ 青森県の県境不法投棄検証委員会 (2003)。

年6月6日に立入調査を行った際、三栄化学は、従来立ち入りを認めていた土地について、「三栄化学と土地所有者¹⁰との間での賃貸借契約を解除した」ことを理由に、立ち入りを拒否した。これ以降、この土地への立ち入りは不可能となり、そこでの大規模な不法投棄を許す結果となった、ということである。つまり、その時点で、別の調査方法の検討や行政組織間での連携を行っていれば、ここまで問題は悪化しなかったかもしれない。

1999年11月末に、青森・岩手両県警の合同による強制捜査が行われた。そして2000年5月に、三栄化学およびその共謀者である縣南衛生㈱(本社は埼玉県戸田市、以下「縣南衛生」と略す)の代表取締役5名が、廃棄物処理法違反で逮捕された。その後、2001年5月に盛岡地方裁判所は、両法人に罰金各2,000万円、縣南衛生の依田清孝被告に罰金1,000万円・懲役2年6月(執行猶予4年)の判決を下した¹¹。

この動きと前後して、不法投棄現場では三栄化学が、原状回復措置命令に基づき廃棄物の撤去を行っていた。2000年7月末から「RDF様物」、すなわちRDFに偽装した混合廃棄物を撤去し始め、年末までに約2,600トンを搬出した。2001年2月には、岩手県側で発見された廃油入りドラム缶218本を撤去した。同年の6月から8月にかけて、やはり岩手県側に野積みしていた燃え殻とコンクリート処理物約1,200トンを撤去した。

写真1は、2002年10月に青森県側上空から現場を撮影したものである¹²。この写真が撮影された頃は、両県が構成する「青森・岩手県境不法投棄事案に係る合同検討委員会」¹³が開催される一方で、各県で緊急対策組織と検討委員会が設置されたばかりである¹⁴。本格的な原状回復作業が始まる前の資料として、大変貴重である。

表1は、青森・岩手両県で発覚した不法投棄の規模を示している。青森県側は、岩手県側に比べて面積は小さいものの、面的に大量に、しかも窪地の深いところまで投棄されているため、容積は岩手県側の3倍に及ぶ。一方、岩手県側ではゲリラ的に穴

写真1 投棄現場の全景(1)(2002年10月8日)



出所:青森県環境生活部県境再生対策室ホームページ [http://www.kenkyo.pref.aomori.jp/top_joku.htm] (同室職員撮影, 掲載許可済)

表1 不法投棄の面積と量

	面積(ha)	量 (万 m³)	量 (万トン)
青森県	11	67	不明
岩手県	16	21	18.8
合 計	27	88	

出所:青森県の実施計画(2004), 岩手県の実施計画(2004)

が掘られ、比較的浅い位置にスポット的に投棄されている15。

このような前例のない大量の廃棄物をどうするのかは、撤去費用の大きさに直接関わってくるため、両県にとって最重要の課題だった。投棄の量と行われ方に上記のような違いがあることも影響してか、岩手県は早くから廃棄物の「全量撤去」の方針を打ち出していたのに対し、青森県は遮水壁工による「現地封じ込め」案を、2002年3月の第3回住民説明会で提示した。

この青森県の方針に反発した田子町住民は、2002年4月に「田子の声100人委員会」を結成し、行政を含めた町全体で、県に対して各種の請願・要望活動を展開した。そのような動きの末、2003年8月に青森県は、ついに廃棄物の全量撤去に原状回復方針

¹⁰ 三栄化学の実質的オーナーである源新重信(前社長, 当時は役員)。

¹¹ 三栄化学の源新重信被告は逮捕後の2000年8月,自殺により死亡した(公訴棄却)。 縣南衛生の依田被告は最高裁判所に上告したが,2004年6月に上告棄却され,刑が確 定した。

¹² 貴重な航空写真(以下計3点)の使用を許可してくださった青森県環境生活部県境 再生対策室長に、あらためて御礼申し上げる(青県境第175号,平成17年12月26日付)。

^{13 2002}年6月から1年間に、計4回開催された。

^{14 2002}年9月に県境不法投棄対策チーム(青森県)と産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室(岩手県)が,同年10月に県境不法投棄検証委員会(青森県)と県境産業廃棄物不法投棄対応検証委員会(岩手県)がそれぞれ発足した。

¹⁵ 津軽石·千葉 (2003)。

を転換した16。

[2] 撤去すべき特定産業廃棄物

わが国の「廃棄物処理法」"は、不法投棄等の不適正処分に対する罰則を備えてはいるものの、過去(具体的には、1997年の廃棄物処理法の改正前)に投棄された産業廃棄物の存在が生活環境を脅かすようになり、現行の制度ではとても対応ができなくなってしまった。

そこで、そのような「特定産業廃棄物」に起因する生活環境保全上の支障を計画的かつ着実に除去していくため、2003年6月に「産廃特措法」¹⁸が公布された。これによって、都道府県等が実施する「特定支障除去等事業」に対して、国庫補助と地方債の特例が適用されるようになった¹⁹。

法の公布後,2003年10月に産廃特措法の基本方針が発表されたのを機に,青森・岩手両県はそれぞれ,特定支障除去等事業に関する計画(以下「実施計画」)を策定した²⁰。そして,2004年1月に環境大臣が両県の実施計画に同意したことによって,本格的な原状回復作業が開始されるはこびとなった。両県とも,2003(平成15)年度から事業に着手し、10年後である2012(平成24)年度までに完了する²¹。

表 2 青森県側の特定産業廃棄物

(単位: m³)

	特定産業廃棄物	有害産業廃棄物	その他の廃棄物
堆肥様物	183, 200	183, 200	0
焼却灰主体	262,590	262,590	0
RDF 様物	55,088	55,088	0
汚泥主体	74,505	14,070	60,435
一時仮置場 (堆肥様物)	33,000	33,000	0
中間処理場 (堆肥様物)	63,000	63,000	0
合計	671,383	610,948	60,435

出所:青森県の実施計画(2004)

表 3 岩手県側の特定産業廃棄物

(単位:トン)

	特定産業廃棄物	有害産業廃棄物	その他の廃棄物
廃油混合	110, 200	101,500	8,700
燃え殻主体	45,800	19,300	26,500
汚泥主体	4,000	0	4,000
堆肥様物+鶏ふん+バーク	28,000	8,430	19,570
廃棄物 計	188,000	129, 230	58,770
汚染土壌 計	83,800	28,300	55, 500
全体 合計	271,800	157, 530	114,270

出所:岩手県の実施計画・別表 (2004)

表 2 と表 3 は、青森県と岩手県に埋められていた特定産業廃棄物と、そのうちの「有害産業廃棄物」(=廃棄物処理法における特別管理産業廃棄物)を、それぞれ種類別に集計したものである。青森県の特定産業廃棄物は約67万 m^3 、岩手県の特定産業廃棄物は約19万トンである。岩手県にはそれに、汚染土壌約8万4千トンが加えられている。なお、青森県側でも1カ所、土壌環境基準を超えたテトラクロロエチレンが検出されたが、1カ所のみであるため、平面分布および鉛直分布を特定することができず、汚染土壌量は推定されなかった 12 。

前述の産廃特措法の下では、投棄された廃棄物の処理費用に関して、有害産業廃棄物の処理には補助率2分の1が、その他の廃棄物の処理には補助率3分の1が、それ

¹⁶ 田子町の取り組みの詳細については、「田子の声:県境産業廃棄物不法投棄問題」 [http://www.takkonokoe.jp/fuho_toki.html], 中澤 (2004) などを参照のこと。

^{17 「}廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(1970年12月25日公布,法律第137号)の通 称。

^{18 「}特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」(2003年6月18日公布,法律第98号)の通称(環境省報道発表資料 [http://www.env.go.jp/press/press.php 3?serial=3930])。前述の特定産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律・第2条第4項に規定する産業廃棄物であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成9年法律第85号)の施行…前に…産業廃棄物処理基準又は・・・特別管理産業廃棄物処理基準に適合しない処分が行われたもの」と定義されている(産廃特措法第2条第1項、ゴシックは筆者による)。

¹⁹ 国の補助は、「産業廃棄物適正処理推進センター」を通じて行われる。なお、「地方財政法」(1948年7月7日公布、法律第109号)第5条に、地方債を財源にすることができる経費として、(1)公営企業に要する経費、(2)出資金及び貸付金、(3)地方債の借換えに要する経費、(4)各種災害事業費、(5)公共(公用)施設の建設事業費及び土地購入費、が挙げられている。産廃特措法第6条では、特定支障除去等事業で必要な経費は、これらに該当しないものについても地方債で財源にできる。としている。

²⁰ 青森県の実施計画 (2004), 岩手県の実施計画 (2004)。ちなみに, 環境省への実施計画の提出は, 岩手県の方が1ヵ月早かった (岩手県は2003年10月17日, 青森県は同年11月17日に提出)。

²¹ 産廃特措法は時限立法であり、2012年度末日で失効する。

²² 青森県の実施計画 (2004)。

表 4	青森県の事業費	(概質)

No.	費	B	金額 (百万円)	細	B	金額 (百万円)	備	考
1	汚染拡散防止対策事業費		7,402					
				浸出水処理施設等工事		2,634	概算	
				遮水壁等工事		3,089	概算	
				その他工事		1,509	概算	
				監理委託業務		170	概算	
2	廃棄物処理事	業費	34,400					
				廃棄物運搬処理		33,500	670,000	
							50,000F	月/t
				廃棄物掘削積込		900	概算	
3	環境モニタリ	ング事業費	600					
				モニタリング委託業務		600	概算	
4	水処理施設維	持管理費	800					
				維持管理委託業務		800	概算	
5	事務費		216					
				事務費		216	概算	
	合 計		43,418			43,418		

出所:青森県の実施計画 (2004)

ぞれ適用される²³。ちなみに、1997年の廃棄物処理法の改正後に行われた産業廃棄物の不適正処分に対する事業へは、国の補助と産業界の出捐による基金から、補助率 4分の 3 以内で支援が行われる。

[3] 原状回復の事業費

両県の実施計画には,**表 4** と**表 5** に示すように,その計画時点における事業費の概算が明記されている。

つまり、10年間に要する原状回復費用は、青森県が約434億円、岩手県が約221億円、両県合計で約655億円にも及ぶ。この金額とは別に、産廃特措法による国からの補助 (=支出) がある点にも注意したい。

また、青森県は毎年、表6のような事業費の詳細を示している。当然のことながら、予算の大部分は「汚染拡散防止対策事業費」、つまり現場での廃棄物の適正撤去作業に費やされている(2004, 2005年度ともに26億円台)。それ以外の経常費としては、「環境モニタリング調査費」の7,000万円弱(2005年度)、「セーフティタウン道路事業費」の2,000万円(同左)が大きい。

写真2と写真3は、それぞれ2005年の4月25日と9月13日に撮影された、青森県側からの航空写真である。特に後者は、筆者が現場を視察した6日後の写真であり、第

表 5 岩手県の事業費 (概算)

No.	費目	金額 (百万円)	細 目	金額 (百万円)	備考
1	選別施設建設費	600			
			1 次選別(掘削→重機選別)	41	
			2 次選別(150mm 以上物)	16	
			2 次選別(150mm 未満物)	28	
			3 次選別	37	
			4 次選別	46	
			換気設備・有機溶剤回収・共通設備等	111	
			プラント建屋・電気設備・付帯設備	321	
2	廃棄物撤去費	12,220			
			全ての不法投棄廃棄物の撤去	12,220	188,000t*
					65,000円/t
3	廃油汚染対策費	5,447			
			環境基準超過の土壌汚染対策	5,447	83,800t*
					65,000円/t
4	場内道路等インファ	ラ設備 300			
	建設費		外周仮囲い・洗車等貯水・散水設備	73	
			工・電源引込み工 等		
			選別施設切盛土・道路築造工 等	157	
_			水処理施設建設	70	
5	汚染拡散防止対策勢	費 1,500			
			キャッピングエー式	626	
			場内県境付近等の土留工	172	
			地形整形・地盤改良	215	0 5 4
			周辺環境モニタリング調査費	495	9年*
					55,000千円/4
6	掘削・水処理等ラン	ンニン 950			
O	畑削・小処理寺ノ・ グ費	/ - / 930	掘削費用	200	
	/ 具		選別費用	600	
			水処理外部委託費	150	
7	施工監理費	941	小龙生作即安市县	130	
'	/6一二皿/工具	541	システム施工監理、選別プラント監理	941	
	一般事務費	109	マハノ・ルーニュー・スカノノマドニ生	711	
8	カヘナカが具	103			
8			事業費の0.5%	109	

出所:岩手県の実施計画(2004)

2部のレポート編での現場を鳥瞰した風景として、併せて参照されたい。

[4] 排出事業者に対する措置命令

青森・岩手両県は投棄された産業廃棄物の撤去作業と並行して、表6の費目にも見られるように、廃棄物を排出した当人である「排出事業者」を探し当て、その責任を全うさせる作業も行っている。

²³ 橋詰 (2005)。

注:汚染拡散防止対策費は細目を合計すると1,508百万円であるが、原本通り丸めて1,500百万円とした。また、廃棄物撤去費と廃油汚染対策費の算定式の誤り(11頁)を正した。

表 6 青森県の各年度の事業費(2002年度以降)

◆2005年度予算

-	01/23/1							
No.	費	Ħ	金額 (千円)	内	容	部	局	名
1	環境再生対策		7,451			環境生活部	県境	再生対策室
2	排出事業者責	任追及事業費	6,789			環境生活部	県境	再生対策室
3	汚染拡散防止	二対策事業費	2,634,178			環境生活部	県境	再生対策室
4	遮水壁建設」	二事代金(新)				環境生活部	県境	再生対策室
	【債務負担行	「為設定額】 437,000千円						
5	環境モニタリ		67,680			環境生活部	県境	再生対策室
6	県境再生未	来へのメッ	1,338	小・中・高校生に対	し、県境不法投棄	環境生活部	県境	再生対策室
	セージ推進事	事業費		現場の見学や学習発	表会の開催による			
				環境教育の場を提供	するとともに,そ			
				の成果をとりまと	めた資料集を作成			
				する				
7	風評被害対策	 		事業実施に伴う風評	により経済損失を	環境生活部	県境	再生対策室
	【債務負担行	「為設定額 】		受けた場合, 当該被	害の範囲内で損失			
	3,	000,000千円		を補填する				
8	県境再生地域	対ブランド支	1,000	田子町の農林畜産物	の販売促進活動経	農林水産部	総合	販売戦略課
	援事業費補助	h		費への補助				
				(田子町及び町に所	f在する団体,補助			
				率1/2)				
9	経営構造対策推	進事業費(新)	902	田子町における総合	交流拠点施設(山	農林水産部	『構 造	造政策課
				の駅)整備に向けた	:事業計画策定など			
				のソフト事業に助成	į			
10	セーフティタ	'ウン道路事	20,000	撤去廃棄物の搬出路	での交通安全対策	県土整備部	『道路	子課
	業費			施設の整備				
11	国道104号の		190,000	茂市~石亀(100,00	00),	県土整備部	『道路	子課
	策事業費(新	ŕ)		下田子 (90,000)				
	合 計		2,929,338			-		

表7は、両県あるいは各県が、2005年末までに排出事業者に下した措置命令と納付 命令である。一見してわかるように、被命令者のほとんどが首都圏の企業等であり、 首都圏で排出された産業廃棄物が日常的に、はるばる県境現場まで運ばれていた実態 が浮き彫りである。なお、青森県は2005年9月に、従来の措置命令から納付命令(= 撤去費用の支払いの命令)に執行方針を変更したため、同月以降は岩手県のみが措置 命令を行っている。

[5] 廃棄物の撤去状況

表2と表3で示したように、青森県側の特定産業廃棄物は約67万 m³, 岩手県側の 特定産業廃棄物は約27万トン(=廃棄物18万8千トン+汚染土壌8万4千トン)であ る。このうち、2005年12月末までに、青森県側は40、858、88トン、岩手県側は39、704、20 トンの廃棄物を撤去した。

青森・岩手県境不法投棄問題の経過と 視察レポート:研究資料として

表6 (続き)

◆2004年度予算

No.	費	1	金額 (千円)	内	容	部	局	名
1	環境再生対策事業	 養費	8,628			特別対策局	県境	再生対策室
2	排出事業者責任追	及事業費	7,523			特別対策局	県境	再生対策室
3	汚染拡散防止対策	货事業費	2,658,186			特別対策局	県境	再生対策室
4	環境モニタリンク	ブ調査費	59,200			特別対策局	県境	再生対策室
5	管理運営費		2,137			特別対策局	県境	再生対策等
6	県境再生未来へ セージ推進事業§		860	小・中・高校生を対 中心とした環境教育 ともに、現場の再生 ついて意見をまとめ する機会を設け、地 える場とする	ずの場を提供すると 三や地域の将来像に つてその成果を発表		県境	再生対策室
7	風評被害対策給作 【債務負担行為記 3,000,					特別対策局	県境	再生対策室
8	県境再生地域ブラ 援事業費補助(新		1,100	風評被害の未然防止 興を目的に,田子フ 向上,新たな産品の を図る(補助金(1,00	ブランドの知名度の Dブランド化の促進		県境	再生対策等
9	県境再生交通安全 業費(新)	全支援事	1,127	田子町全世帯に交通 と反射材を配布	重安全リーフレット	特別対策局	県境	再生対策室
10	セーフティタウン 業費(新)	/道路事	25,600	道路の危険箇所の没 対策マップの作成・ 自動散布機などの認	配布, 凍結防止剤		区道路	
	合 計		2,764,361		·			
					農林水産部水産総 れるが,性質が上記	合研究セン	ター	内水面研

◆2003年度予算

No.	費目	金額 (千円)
1	環境再生対策事業費	9,344
2	排出事業者責任追及事業費	8,507
3	汚染拡散防止対策事業費	1,856,500
4	環境モニタリング調査費	21,000
5	管理運営費	5,056
	合 計	1,900,407

◆2002年度予算

No.		費	目	金額 (千円)
1	環境	モニタリ	リング調査費	22,226

出所:以下を参考に筆者が作成。

平成17年度青森県一般会計当初予算案〔http://www.pref.aomori.jp/zaisei/2005/index.html〕

平成17年度 田子町に係る地域振興事業の概要

[http://www.kenkyo.pref.aomori.jp/chiiki_h17gaiyo.htm] 平成16年度 田子町に係る地域振興事業の概要

[http://www.kenkyo.pref.aomori.jp/chiiki_h16gaiyo.html] オフィスゼロ編『環境・リサイクル施策データブック(各年版)』

青森・岩手県境不法投棄問題の経過と 視察レポート:研究資料として

写真 2 投棄現場の全景(2)(2005年4月25日)



出所:写真1と同じ。

写真 3 投棄現場の全景(3)(2005年9月13日)



出所:写真1と同じ。

表 7 排出事業者に対する措置命令と納付命令

◆措置命令

No.	命令日	履行日	履行状況	被命令者業種 (本店所在地)	被命令者名 (所在地)	撤去内容	備考
1	2002/8/2	2003/4/25	履行済	廃棄物処理業 (宮城県)	土生木建設 (涌谷町)	廃棄物(廃プラスチック等) 0.57t	岩手単独
2	2003/6/18	2003/8/7	履行済	専門サービス業 (東京都)	ヒロモリ (千代田区)	燃え殻0.809t・ ごみ固形物1.94t	両県合同
3	2003/6/18	2003/8/7	履行済	製造業 (東京都)	タカラ (葛飾区)	燃え殻0.08t・ ごみ固形物 2 t	"
4	2003/6/18	2003/8/7	履行済	各種商品卸売·小売業 (東京都)	アディロン (港区)	燃え殻0.16t	"
5	2003/6/18	2003/8/7	履行済	道路貨物運送業 (東京都)	日立物流 (江東区)	燃え殻0.028t	"
6	2003/8/6	2003/10/1	履行済	事業サービス業 (東京都)	佐川物流サービス (品川区)	燃え殻0.428t・ ごみ固形物5.1t	"
7	2003/8/6	2003/10/1	履行済	織物・衣服・身 の回り品小売業 (東京都)	エドウィン (荒川区)	燃え殻0.016t	"
8	2004/7/28	2004/9/28	履行済	事業サービス業 (東京都)	ミヨシ産業 (板橋区)	燃え殻6.62t	"
9	2004/8/31	2004/10/19	履行済	電子部品・デバ イス製造業 (栃木県)	電子化工 (石橋町)	燃え殼35.41t	"
10	2004/8/31	2004/10/19	履行済	木材·木製品製造業 (東京都)	毛利工業 (三鷹市)	燃え殼3.192t	"
11	2004/11/19	2004/12/22	履行済	鉄鋼業 (東京都)	松菱金属工業 (羽村市)	汚泥77.07t	"
12	2004/11/19	2004/12/22	履行済	化学工業 (東京都)	東京精溜工業 (渋谷区)	汚泥149.73t	"
13	2004/11/19	2004/12/22	履行済	金属製品製造業 (東京都)	東雄産業 (荒川区)	汚泥5.37t	"
14	2004/12/1	2005/3/1-2	履行済	化学工業 (埼玉県)	武蔵野化学 (さいたま市)	汚泥135.9t	"
15	2004/12/1	2005/3/2-3	履行済	化学工業 (埼玉県)	日興化成 (さいたま市)	汚泥139.01t	"
16	2005/3/22	2005/5/27	履行済	食料品製造業 (東京都)	朝日食品工業 (豊島区)	動植物性残さ24t	"
17	2005/3/22	2005/5/27	履行済	金属製品製造業 (神奈川県)	富士精工 (相模原市)	燃え殻4t	"
18	2005/3/22	2005/6/13	履行済	金属製品製造業 (埼玉県)	若宮商事 (深谷市)	汚泥13t	"
19	2005/5/31	2005/8/12	履行済	食料品製造業 (長野県)	旭松食品 (飯田市)	燃え殻6.232t	"
20	2005/10/26	2005/12/20	履行済	炭素製品製造業 (東京都)	日本カーボン (中央区)	廃プラ16.382t・ 燃え殻2.82t	岩手単独
21	2005/11/14	2005/12/20	履行済	食料品製造業 (千葉県)	味泉 (流山市)	燃え殻(混和物含む) 0.058t	"

⁽注1) No.1:二戸保健所が2002年12月12日に刑事告発。 (注2) No.20以降:青森県が2005年9月より,措置命令から納付命令に方針を変更。

表 7 (続き)

◆納付命令 (青森県のみ)

No.	命令日	収納日	納入状況	被命令者 (本店所在地)	被命令者名 (所在地)	納付命令額	備考
1	2005/10/11	2005/10/26	納入済	炭素製品製造業 (東京都)	日本カーボン (中央区)	762, 586円	青森単独
2	2005/10/11	2005/10/18	納入済	食料品製造業 (千葉県)	味泉 (流山市)	2,303円	"

出所:以下を参考に筆者が作成。

岩手県(産業廃棄物不法投棄緊急特別)対策室ホームページ:排出事業者等に対する措置命令の状況(H17.11.14現在)[http://www.pref.iwate.jp/`hp0315/haikibutu/sekinin/sochimeirei.htm] 青森県(県境再生)対策室ホームページ:排出事業者に対する措置命令等(平成17年10月31日現在)[http://www.kenkyo.pref.aomori.jp/koremade-2.html]

デーリー東北新聞社ホームページ:青森・岩手県境産業廃棄物不法投棄事件

[http://www.daily-tohoku.co.jp/industry-waste/waste_menu.htm]

図2は青森県側の、図3は岩手県側の月別の廃棄物撤去量を、それぞれ撤去開始時から示したものである。なお、青森県側の「液状廃棄物」については、既に2005年6月までに全量である7,759.64トンの撤去が完了した。また、岩手県側は毎年、1月と2月の撤去作業を休止しているが、青森県側は冬期も通常通り作業を行っている。

[6] 不法投棄の原状回復の今後

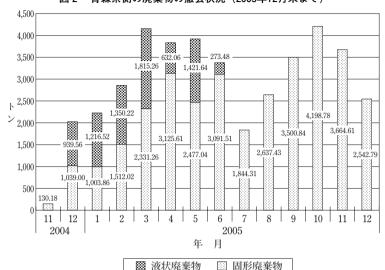
産廃特措法に基づく特定支障除去等事業は、香川県の豊島とこの青森・岩手県境をはじめ、山梨県須玉町、秋田県能代町、三重県桑名市、新潟県上越市、福井県敦賀市において作業が進行中、あるいは完了している²⁴。

産廃特措法の基本方針の中には、「支障の除去等の実施は、当該特定産業廃棄物の種類、性状、地域の状況及び地理的条件等に応じて、支障の除去等に係る効率、事業期間、事業に要する費用等の面から**最も合理的に支障の除去等を実施することができる方法**によるものとする」という規定がある²⁵。豊島と青森・岩手県境の両事案では、それまでの不法投棄の規模とは桁違いであり、かつ社会的な関心が高かったこともあってか、廃棄物を全量撤去する方針で実施計画が出され、現在その作業中である。

図2 青森県側の廃棄物の撤去状況(2005年12月末まで)

青森・岩手県境不法投棄問題の経過と

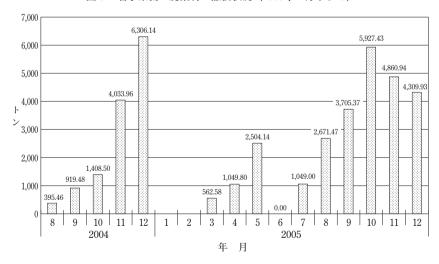
視察レポート・研究資料として



出所:青森県対策室ホームページ:廃棄物の撤去状況(年度別・月別)

| http://www.kenkvo.pref.aomori.ip/tekkvoH16-.htm

図3 岩手県側の廃棄物の撤去状況(2005年12月末まで)



出所:岩手県対策室ホームページ:撤去作業の進捗状況 [http://www.pref.iwate.jp/ hp0315/haikibutu/sintyoku/sintyokutop.htm]

²⁴ 環境省ホームページ:不法投棄対策関連「産廃特措法に基づく特定支障除去等事業について」[http://www.env.go.jp/recycle/ill_dum/tokuso.html]。

^{25 「}特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を平成二十四年度までの間に計画的かつ 着実に推進するための基本的な方針」(2003年10月3日公表,環境省告示第104号)の, 「二 特定支障除去等事業その他の特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の内容 に関する事項」の2(4)より抜粋。ゴシックは筆者による。

しかし、その後に同意された原状回復事業では、現地での封じ込め処理が一般的となっている。それは上記の通り、そうする方がより合理的だからである。今後、同様の原状回復事業が産廃特措法に基づいて行われる場合も、やはり現地封じ込めがまず念頭に置かれるに違いない²⁶。

【第1部の引用文献資料】

青森県の県境不法投棄検証委員会(2003): 『県境不法投棄事案に係る検証結果報告』,平成15年3月25日。[http://www5.pref.aomori.lg.jp/gakuji/504/attach00001.PDF]

青森県の実施計画(2004):『青森・岩手県境不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画書』[http://www.kenkyo.pref.aomori.jp/pdf/topi_160518_keikakudoui.pdf]

岩手県の県境産業廃棄物不法投棄対応検証委員会(2003): 『県境産業廃棄物不法投棄事案検証結果報告書』, 平成15年3月26日。 [http://www.pref.iwate.jp/ hp0102/04_gyoukou/houkoku.htm] 岩手県の実施計画(2004): 『岩手・青森県境不法投棄事案(岩手県エリア)における特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の実施に関する計画』

[http://www.pref.iwate.jp/~hp0315/haikibutu/zenyou_tekkyokeikaku/jissikeikaku/keikakuan-saisyu. PDF]

岩手県の実施計画・別表 (2004):

[http://www.pref.iwate.jp/~hp0315/haikibutu/zenyou_tekkyokeikaku/jissikeikaku/betuhyou.PDF] 笹尾俊明(2004),「青森・岩手県境産廃不法投棄事件と政策課題」,『自治と分権』No.17, 84-95頁。

週刊循環経済新聞編集部編著 (2005), 『写真でみる日本の不法投棄等: 廃棄物の不適正処理をなくすために』、日報出版。

高杉晋吾 (2003), 『崩壊する産廃政策:ルポ 青森・岩手産廃不法投棄事件』, 日本評論社。 津軽石昭彦・千葉実 (2003), 『青森・岩手県境産業廃棄物不法投棄事件』(自治体法務サポート 政策法務ナレッジ), 第一法規。

中澤一郎 (2004),「青森・岩手県境不法投棄事件の教訓:青森県田子町の事例」,『いんだすと』 2004年7月号, 18-21頁。

橋詰博樹 (2005),「産廃特措法における支障除去の仕組みと実施計画の位置づけ」,『いんだすと』2005年8月号,6-9頁。

【データ編:終わり】

図4 青森県側の現場平面図(2005年9月時点)

青森・岩手県境不法投棄問題の経過と

視察レポート・研究資料として



出所:以下を参考に筆者が作成。

青森県『青森・岩手県境不法投棄事案に係る特定支障除去実施計画の関係図表』

[http://www.kenkyo.pref.aomori.jp/pdf/keikakudoui_zuhyo.pdf]

県境再生対策室ホームページ:H17年度 汚染拡散防止対策工事平面図 (H17/9)

[http://www.kenkyo.pref.aomori.jp/pdf/koji-map0509.pdf]

【第2部:レポート編】

以下では、2005年9月7日(水) に県境不法投棄現場を視察したときの写真を使って、同時点でどのような原状回復工事が進められているのかを紹介する。

ここで取り上げる写真はすべて、筆者が撮影したものである。なお、青森県側の現場のみを視察したことをあらかじめお断りしておく。**図4**は、視察と同時期の現場の

^{26 2006}年1月20日に福岡大学セミナーハウスで開催された,「不法投棄の実態と調査・原状回復事業」(NPO 法人廃棄物地盤工学研究会セミナー)での講演と討論の中で,そこに出席していた筆者はそう確信した。

模式図である。以下の説明と併せて参照されたい。

筆者と、同じく福岡県福岡市から同行した財団法人日本環境衛生センター西日本支局の岸川栄二氏の2名は、視察前日の9月6日(火)に岩手大学(岩手県盛岡市)において、同大学人文社会科学部助教授の笹尾俊明氏から、県境現場での取り組みに関する説明を賜った。なお笹尾氏は、岩手県側の協議会である「青森・岩手県境不法投棄現場の原状回復対策協議会」の委員を、その発足当時(2003年7月)から務められている。

写真4:台風14号が東北に迫る視察当日の朝,JR二戸駅(岩手県二戸市)前にて,青森県環境生活部県境再生対策室の大日向勝美氏,工藤昇氏と落ち合う。岩手県側からは現場まで山道がかなり続くため、そのまま国道4号線を北上,青森県三戸郡三戸町を経由して現場に向かう道を選ぶ。

写真5:国道104号線で隣の三戸郡田子町に入り、続いて県境へ南下する二戸田子線に入る。沿線に結構住宅が見られるので、現場がそれほど奥まったところであるように感じない。そのままなだらかな山道となり、それを登り切ると、目の前にのどかな牧草地が広がる。史上空前の大規模不法投棄は、このような意外な環境の中で行われた。





写真 5 県境現場直前



写真6 掘削現場(Aエリア)



写真6:青森県側の現場(約671,000m³)は、AエリアからFエリアまで、6つのエリアに区分されている。工事計画によると、まず2006年度末までに、Aエリア(96,000 m³)の廃棄物の掘削・撤去を完了する予定である。このエリアは岩手県境と接しており、現場内で最も北東に位置している。

写真7 掘削現場(Aエリア・続き)



写真7:このAエリアに埋まっている廃棄物は、バーク (=樹皮) 堆肥と焼却灰が主体であり、一部で医療系廃棄物の混入も確認されている。青いシートが張ってある他のエリアと違って、掘削しているがゆえに強烈な臭いが漂う。マスクを装着してようやくしのげる。2005年12月には、現場からの廃棄物(固形・液状)の通算撤去量が4万トンを超えた。

写真8:今もこのAエリアには、不法投棄を行った三栄化学工業㈱の最終処分場の立札が残っている。三栄化学工業㈱は1991年1月に青森県から、それまでの汚泥と燃え殻の処分に加えて、この場所での中間処理(堆肥化)が許可された。その後、1997年の3月と12月には、それぞれ動植物性残渣とばいじんの処分も認められた。

写真9:Bエリア (156,000m³) は現在,廃棄物処理・選別ヤードとして稼働しており,このエリア自体が掘削されるのは最後,つまり2011年度以降である。ここでは,廃棄物の大きさを3種類の粒径で分けた上,ベルトコンベアを使って天蓋車 (=荷台が密閉できるトラック) に積み込んでいる。搬出された各種廃棄物は,青森RER(株) (青森県青森市) と八戸セメント(株) (青森県八戸市) で適正に処分される。

写真10: C エリア (136,000m³) は沢に位置し、バーク堆肥と焼却灰以外に RDF 様物、汚泥も埋まっている。このなだらかな傾斜に続く雄大な景色を臨むと、やはりここが人里離れた山の上なのだと実感できる。シートの上には、県産材を3本束ねたも

写真8 最終処分場の立札



写真 9 処理選別 (B エリア)



のが置かれており、接地面積を効率的に増やすことによって、山頂特有の強風をしの いでいる。

写真11: Dエリア (212,000m³) は現場の中央に位置する最大のエリアであり、比較的水平にならされている。ここにもさまざまな廃棄物が埋まっている。このエリア

写真10 Cエリア



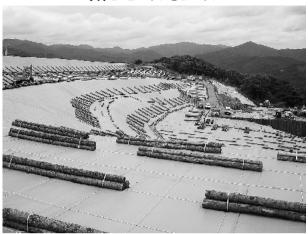
写真11 Dエリア



だけは、重しが木材ではない。岩手県側がスポット的な投棄が多いのに対して、青森 県側はこのような面的な投棄に特徴がある。溜まった雨水と接近する台風に対応する ため、何人かの作業員がシートや重しの位置を丹念に調整していた。

写真12: Eエリア (12,000m³) は右手のゆるやかな面, Fエリア (59,000m³) は左

写真12 EエリアとFエリア



手のやや傾斜した面である。現在,A エリアの北側から $B \cdot C \cdot E$ エリアの西側,さらに F エリアの南側を取り囲むように,鉛直遮水壁工事が行われている。その全長は約980mに及び,工事完了は2007年7月の予定である。また,E エリアでは,浸出水を一ヶ所に集中させるための浸出水貯留槽も建設中である。遮水壁と貯留槽の工事費は,合計で約17億円である。

写真13:この視察では岩手県側の作業を見学する機会をもたなかったが、まさに県境上にあるいくつかのポイントは見える。前述のAエリアは、グレーのシートと重しをかぶせた岩手県側のエリアと接しており、その間に遮るものはない。両県は別々の業者に作業を委託しているので、このように景観上の違いが鮮明である。もちろん、作業内容も両県で異なる。

写真14: 県境上に設置された小規模な壁(右手)の脇から、岩手県側の廃棄物選別施設を臨むことができる。この施設内では、重機をはじめとする各種選別、破砕、金属の除去が行われている。建屋から時折、白い煙が漏れ出てくるが、これは含水率の高い廃棄物の水分調整をする際に、生石灰を混ぜているためである。

写真15: 廃棄物の運搬車両は現場を後にする直前,車両に付着している汚染物を場外へと運ばないよう,この施設で洗車する。まずタイヤ洗浄機が設置され,続いて上屋が建設された。工事費は、総額で約8,500万円である。

写真13 岩手県側シート



写真14 岩手県側選別施設



写真16:右手奥に見える県産材を使った建屋が浸出水処理施設であり、手前のプールのようなものが浸出水貯留池である。どちらも2005年6月1日に稼働を開始したばかりで、建屋の中は非常にきれいだった。浸出水処理施設の工事費は、約20億円である。また、貯留池の面積は6,000m²、容量は12,300m³であり、一定の浸出水を処理施

写真15 洗車施設



写真16 浸出水処理施設と貯留池



設へ送る調整機能を担っている。

写真17: 浸出水処理施設と貯留池の隣には、洪水調節容量11,960m³の防災調整池が設置されている。この施設も同年6月1日に稼働を開始し、不法投棄現場から流れてくる雨水が下流域に影響を及ぼさないように調整する役割を担っている。浸出水貯

写真17 防災調整池



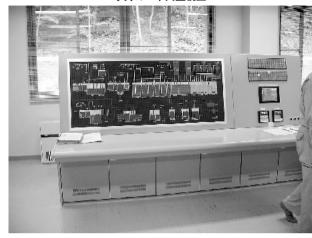
写真18 活性炭吸着塔



留池と防災調整池の工事費は、合わせて約5億円である。

写真18: 浸出水処理施設内では、多くの複雑な工程によって処理が行われている。 この活性炭吸着処理設備は、その中でも終わりに近い処理を担っている。このタンク 内では、残留する COD (化学的酸素要求量) と色度成分を、活性炭によって吸着除

写真19 中央監視室



去している。

写真19:浸出水処理施設の2階に,全処理工程を常時監視している中央監視室がある。視察時にはエンジニアが1名だけ在室していた。パネル上で赤いランプが点灯している箇所が,現在運転中の処理設備である。この処理施設の計画処理水量は,1日150m³(平均1日100m³)であり、よほど有害な浸出水が入ってこない限り、一部の施設を稼働するだけで済むという。

余談ながら、この地域にはそもそも水道が通っていないため、建屋にも水道は整備されていない。したがって、山の下から随時、ここで使用する水を運搬してもらっている、とのことである。視察日は台風が接近していたため、泊まり込みで監視しなければならない状況であった。

このような立派な浸出水処理施設とその周辺の設備は、いずれ不法投棄現場の原状 回復工事が完了すれば、その役割を終えることになる。その後、この跡地をどう利用 するかについては、現在議論中とのことである。

第1部のデータ編でふれたように、青森県側の不法投棄面積は11ha、投棄量は約67万m³であり、その原状回復に要する費用は、10年間の概算で434億円を超える。産廃特措法による国からの補助の分を含めて、当時史上最大規模の不法投棄の後始末が地

元経済. ひいてはわが国の経済に与える影響は大きい。

今回丁寧に案内してくださった大日向氏の言葉の中で特に印象に残ったのは、今回 の不法投棄に関する青森県の支出額は、県が新幹線を誘致した額と同じくらいだ、と いう点である。新幹線は形が残る事業であり、いわばゼロからプラスへと、人々の暮 らしを豊かにする方向性をもっている。それとは対照的に、不法投棄の原状同復は形 が残らない事業であり、極端なマイナスからゼロへと人々の暮らしを「元通りにする」 のが目標である。どちらも、所定の目的をいかに効率的に達成するかが重要であり、 すぐれて経済学的な問題である。

しかし、原状回復作業の内容を見ると、これは経済的に妥当な措置なのかどうか疑 問を抱く点も、正直いくつかある。とはいえ、この文章を執筆している時点(2005年 12月)で、青森県が廃棄物の一次撤去を開始してからちょうど1年であり、撤去が完 了する2012年はまだまだ先である。長期的な視野から、この原状回復作業の経済性を 評価する必要があろう。

【レポート編:終わり】

【第3部:年表編】

以下では、筆者が各種資料をもとに作成した、3つの年表を掲載する。いずれも中 途半端な時期で終わっているが、いかなる編集作業もある時点では打ち切らざるをえ ないという都合上, ご容赦願いたい。

まず表8は、経緯がかなり複雑な青森・岩手県境不法投棄問題を、年表の形で整理 したものである。表はおおまかに10ブロック(①~⑩)に分けてあるが、これについ ては、筆者がまず提案した年表の区分方法を、その内容とともに両県の行政担当者に 吟味していただき、その際に賜ったご意見をもとに修正したものである。したがって、 ありうる疑義はすべて、筆者の最終的な判断に伴うものである。

次に、表9と表10はそれぞれ、青森県と岩手県の現場での取り組みを整理して記述 したものである。この年表は、各県の行政担当者に個別に確認していただいたものだ が、やはり表8と同様に、最終的な編集を行ったのは筆者であるがゆえに、その全責 任は筆者が負うものである。

表 8 県境不法投棄問題年表

① 1981/7~2000/5: 事業許可から逮捕まで

No.	年	月	日	主 体	事柄	備考
1	1981	7	23	青森県	三栄化学工業(株)に産業廃棄物処理業を 許可	収集運搬及び最終処分
2	1981	8	10	岩手県	三栄化学工業(株)に産業廃棄物収集運搬 業を許可	
3	1991	1	9	青森県	三栄化学工業(株)に産業廃棄物処理業変 更を許可 (中間処理 (堆肥化) を追加)	
4	1995	9	22	青森県	三栄化学工業㈱が岩手県側で2ヶ所の 穴に燃え殻を不法投棄している現場を 三戸保健所が確認	改善指示票を交付
5	1996	9	24	青森県	情報提供に基づき三栄化学工業㈱を三 戸保健所が立入調査	改善指示票を交付
6	1996	11	5	青森県·岩手県	三栄化学工業㈱の事業の全部停止処分 (青森県30日間,岩手県20日間)	
7	1996	11	11	青森県	早朝・夜間監視の実施及び定期監視の 強化	
8	1998	5	18	青森県	排水についての苦情に基づき八戸保健 所が現場周辺の沢水等を調査	異常なし
9	1999	4	21	両県合同	会社関係者からの情報提供で立入調査, 3系統の汚水流出を確認	不法投棄は確認されず
10	1999	11	30	両県警合同捜査本部	廃棄物処理法違反で強制捜査, 現場検証	
11	2000	5	24	両県警合同捜査本部	三栄化学工業㈱及び縣南衛生㈱の代表取 締役ら5人を廃棄物処理法違反で逮捕	

青森・岩手県境不法投棄問題の経過と 視察レポート:研究資料として

表 8 県境不法投棄問題年表

② 2000/6~2001/5:措置命令から地裁判決まで

\sim				0.1日巨品 10.70 2.		
No.	年	月	日	主 体	事柄	備考
12	2000	6-8		両 県	三栄化学工業㈱,縣南衛生㈱に対して 原状回復措置命令を発出	
13	2000	7	7	青森県田子町	青森県知事に要望書を提出	原状回復への適切な措置等
14	2000	7	16	青森県	知事が現場を視察	
15	2000	7	31	三栄化学工業(株)	RDF の撤去作業を開始	12月末までに約2,600t を搬出
16	2000	8	3	三栄化学工業(株)	源新信重被告が自殺により死亡	
17	2000	8	23	両 県	三栄化学工業㈱の事業許可の取消処分	
18	2000	9		三栄化学工業(株)	土壌ガス調査を実施	岩手県側
19	2000	9	19	青森県	平成12年度汚染実態調査を開始	13年度に追加調査を実施
20	2000	10	10	浦和地裁	縣南衛生(株)の破産を宣告	
21	2000	12		三栄化学工業(株)	ボーリング調査を実施(~2001年1月)	岩手県側
22	2001	2	13	三栄化学工業(株)	岩手県側で発見された廃油入りドラム 缶218本を撤去	
23	2001	2	15	青森県	田子町周辺住民説明会を開催	第1回
24	2001	5	2	盛岡地裁	三栄化学工業㈱に罰金2,000万円,縣 南衛生㈱に罰金2,000万円,縣南衛生 依田清孝被告に罰金1,000万円・懲役 2年6月(執行猶予4年)の判決	依田被告は最高裁に上告, 2004年6月に刑確定

③ 2001/6~2002/4: 三栄化学工業㈱解散登記から「田子の声」発足まで

No.	年	月	日	主 体	事柄	備考
25	2001	6	1	三栄化学工業(株)	解散登記	清算人:源新勝明
26	2001	6-8		三栄化学工業(株)	岩手県側に野積みしていた燃え殻・コンクリート処理物約1,200tを撤去	
27	2001	7	17	青森県	田子町周辺住民説明会を開催	第2回
28	2001	9	5	三栄化学工業(株)	一時保管場所へ有害な堆肥様物約 33,000m³の移し替えを終了	
29	2001	11		三栄化学工業(株)	岩手県側の掘削調査を実施	
30	2001	11	30	三栄化学工業(株)	中間処理施設及び堆肥置き場の堆肥様 物に覆土作業を開始	
31	2002	3	2	青森県	同県側の不法投棄量が67万 m³と発表 遮水壁による現地封じ込め案を提示	第3回住民説明会にて 反発し紛糾
32	2002	4	18	田子町住民	「田子の声100人委員会」が発足	廃棄物の全量撤去を求める

④ 2002/6~2003/6:合同検討委員会の設置から終了まで

No.	年	月	日	主 体	事柄	備考
33	2002	6	15	両 県	「青森・岩手県境不法投棄事案に係る 合同検討委員会」を開催	第1回
34	2002	7	16	青森県田子町	青森県知事に要望書を提出	早期解決
35	2002	7	17	両 県	両県合同の住民説明会が田子町で開催	第4回
36	2002	8	1	大木浩環境大臣他	現地調査, 要望書を提出	技術的財政的支援を求める
37	2002	8	20	岩手県二戸市	田子町とで二戸市・田子町議会産業廃 棄物不法投棄問題合同会議を発足	
38	2002	8	24	両 県	青森・岩手県境不法投棄事案に係る合 同検討委員会を開催	第2回

表 8 (続き)

④ 2002/6~2003/6:合同検討委員会の設置から終了まで(続き)

No.	年	月	日	主 体	事 柄	備考
39	2002	9	9	両 県	県境不法投棄対策チーム (青森),産 業廃棄物不法投棄緊急特別対策室 (岩 手)を発足	
40	2002	10	1	両 県	県境不法投棄検証委員会 (青森),県 境産業廃棄物不法投棄対応検証委員会 (岩手)を設置	両県行政の対応を検証
41	2002	11	9	合同検討委員会	「技術部会」を設置, 開催	具体的手法の技術的評価
42	2002	11	25	青森県内44団体	八戸地域県境不法投棄問題対策連絡会 を設立	2003年10月23日に協議会へ
43	2002	12	4	三栄化学工業(株)	環境保全寄附1,000万円を田子町が採納 1991年3月15日に締結した環境保全協 定を解除	田子町と三栄化学工業㈱ との協定
44	2002	12	11	合同検討委員会	技術部会を開催	第2回
45	2002	12	20	青森県田子町	不法投棄対策基金を創設	
46	2003	1	14	合同検討委員会	技術部会を開催	第3回
47	2003	2	8	両 県	青森・岩手県境不法投棄事案に係る合 同検討委員会を開催	第3回
48	2003	3	11	合同検討委員会	技術部会を開催	第4回
49	2003	3	25	青森県	県境不法投棄検証委員会が青森県知事 に検証結果報告書を答申	
50	2003	3	26	岩手県	県境産業廃棄物不法投棄対応検証委員会 が岩手県知事に検証結果報告書を答申	
51	2003	4	2	青森県	知事が定例記者会見で県の行政責任を 認めおわびを表明	
52	2003	4	3	青森県	検証結果報告の田子町住民説明会を開催	第5回
53	2003	4	20	合同検討委員会	技術部会を開催	第5回(最終)
54	2003	6	9	青森県	原状回復に係る住民説明会を実施	第6回
55	2003	6	18	玉	特定産業廃棄物に起因する支障の除去等 に関する特別措置法及び施行令が公布	
56	2003	6	28	両 県	青森・岩手県境不法投棄事案に係る合 同検討委員会を開催 技術部会の報告等を受け,情報交換と 対応策検討に一定の成果を見て終了	第4回(最終)

⑤ 2003/6~2003/10:青森県新知事就任から第8回住民説明会実施まで

No.	年	月	日	主 体	事 柄 備 考
57	2003	6	29	青森県	青森県知事に三村申吾氏が就任
58	2003	7	19	岩手県	「青森・岩手県境不法投棄現場の原状 第1回 回復対策協議会」を設置,開催
59	2003	7	21	青森県	知事と住民との対話集会を開催
60	2003	7	25	岩手県	「青森県境産業廃棄物不法投棄対策特 第1回 別部会」を開催
61	2003	7	31	青森県	「県境不法投棄現場原状回復対策推進 協議会」を設置
62	2003	8	5	青森県田子町	町の集約した意見をとりまとめ青森県 に提出

青森・岩手県境不法投棄問題の経過と 視察レポート:研究資料として

表 8 (続き)

⑤ 2003/6~2003/10:青森県新知事就任から第8回住民説明会実施まで(続き)

No.	年	月	日	主 体	事 柄	備考
63	2003	8	12	青森県田子町	町の集約した意見をとりまとめ岩手県 に提出	
64	2003	8	20	青森県	原状回復方針を発表	廃棄物の全量撤去を基本
65	2003	8	23	青森県	公表した原状回復方針等について住民 説明会を実施	第7回
66	2003	9	1	青森県	県境再生対策室を設置,田子町に現地 事務所を開設	
67	2003	9	3	青森県田子町	県に「お尋ねしたい及び確認したい事 項」を提出	
68	2003	9	27	岩手県	青森・岩手県境不法投棄現場の原状回 復対策協議会を開催	第2回
69	2003	10	2	環境省	産廃特措法に基づく実施計画の基本方 針を発表	
70	2003	10	2	岩手県	青森県境産業廃棄物不法投棄対策特別 部会を開催	第2回
71	2003	10	16	青森県	お尋ねしたい事項等について回答する 住民説明会を実施	第8回

⑥ 2003/10~2004/1:実施計画の提出から同意まで

No.	年	月	日	主 体	事柄	備考
72	2003	10	17	岩手県	環境省に実施計画を提出	
73	2003	10	21	青森県	実施計画案の住民説明会を実施	第9回
74	2003	10	27	青森県	二戸市において実施計画案等について の住民説明会を実施	
75	2003	10	31	日弁連調査団	現地調査,田子町民・二戸市民と意見 交換会を実施	
76	2003	11	4	青森県田子町	「田子町県境不法投棄原状回復調査協 議会」を開催	第1回
77	2003	11	6	青森県	実施計画案を公表, 同案に田子町の意 見を提出	
78	2003	11	7	青森県	感染性のない医療系廃棄物の調査結果 を発表、同廃棄物が現場全体に薄く広 く混入していたことにより、有害産業 廃棄物が33万→61万 m³	
79	2003	11	8	青森県	県境不法投棄現場原状回復対策推進協 議会を開催	第1回
80	2003	11	17	青森県	環境省に実施計画を提出	
81	2003	12	17	田子町及び同町議会	環境大臣に要望書を提出	実施計画の早期同意
82	2003	12	20	岩手県	青森・岩手県境不法投棄現場の原状回 復対策協議会を開催	第3回
83	2004	1	7	青森県	緊急汚染拡散防止対策等について住民 説明会を実施	第10回
84	2004	1	9	青森県田子町	田子町県境不法投棄原状回復調査協議 会を開催	第2回
85	2004	1	10	青森県	県境不法投棄現場原状回復対策推進協 議会を開催	第2回

青森・岩手県境不法投棄問題の経過と 視察レポート:研究資料として

表 8 (続き)

⑥ 2003/10~2004/1:実施計画の提出から同意まで(続き)

No.	年	月	日	主	体	事柄	備	考
86	2004	1	19	岩手県		青森・岩手県境不法投棄現場の原状回 復対策協議会を開催	第4回	
87	2004	1	21	環境省	·	青森・岩手両県の原状回復実施計画に 同意		

⑦ 2004/1~2004/6: 実施計画同意後から判決確定まで

No.	年	月	日	主 体	事 柄	備考
88	2004	1		岩手県	「(略)企画提案審査委員会」を開催	1/24, 2/14, 3/7, 3/20
89	2004	1	26	田子町議会	「県境不法投棄事案に係る調査特別委員会」を設置	
90	2004	1	28	青森県田子町	同町在住の原状回復対策推進協議委員 会委員が県に文書を提出	
91	2004	2	6	岩手県	青森県境産業廃棄物不法投棄対策特別 部会を開催	第3回
92	2004	2	12	田子町及び同町議会	青森県知事に要望書を提出	全量撤去の実現等
93	2004	2	18	青森県	実施計画の変更や風評被害対策・地域 振興対策等の住民説明会を実施	第11回
94	2004	3	11	青森県	浸出水処理施設工事に着手	
95	2004	3	21	青森県田子町	田子町県境不法投棄原状回復調査協議 会を開催	第3回
96	2004	3	23	青森県	「(略)風評被害認定委員会」を設置, 開催	第1回
97	2004	3	27	青森県	県境不法投棄現場原状回復対策推進協 議会を開催,文書への回答	第3回
98	2004	3	29	現場土地所有者	青森県側10.5ha を県に寄附 ラグーン付近の土地について県と使用 貸借契約を締結	
99	2004	4	1	青森県田子町	民生課内に「産廃不法投棄対策室」を 設置	
100	2004	4	3	岩手県	青森・岩手県境不法投棄現場の原状回 復対策協議会を開催	第5回
101	2004	4	19	(右参照)	八戸地域県境不法投棄問題対策協議会 が技術部会を設置,開催	第1回
102	2004	5	24	青森県田子町	田子町県境不法投棄原状回復調査協議 会を開催,両県に文書を提出 (5/28付 け)	第 4 回
103	2004	5	29	青森県	県境不法投棄現場原状回復対策推進協 議会を開催	第 4 回
104	2004	6	5	岩手県	青森・岩手県境不法投棄現場の原状回 復対策協議会を開催	第6回
105	2004	6	18	最高裁	縣南衛生依田清孝被告の上告の棄却が 決定,罰金1,000万円・懲役2年6月 (執行猶予4年)の判決が確定	

表 8 (続き)

⑧ 2004/6~2004/11: 岩手県が撤去を開始

No.	年	月	日 日	主体	事柄	備考
106	2004	6	24		ラグーンにおいてフッ素が環境基準を 上回った土壌10.8m³を撤去	710
107	2004	7	5	青森県	「県境不法投棄現場周辺生物影響調査 評価委員会」を開催	第1回
108	2004	7	13	青森県	青森 RER ㈱と平成16年度撤去分の中 間処理業務契約を締結	
109	2004	7	22	青森県	廃棄物一次撤去マニュアル等の住民説 明会を実施	第12回
110	2004	7	22	岩手県	搬出ルートとなる田子町遠瀬水亦集落 の住民に各戸訪問し説明	
111	2004	7		青森県	青森市民に対する住民説明会	7/30, 8/16, 8/25, 8/27等
112	2004	7	31	青森県	県境不法投棄現場原状回復対策推進協 議会を開催	第5回
113	2004	8	1	岩手県	青森・岩手県境不法投棄現場の原状回 復対策協議会を開催	第7回
114	2004	8	5	岩手県	行政代執行として初めて野積廃棄物の 撤去を開始	
115	2004	8	9	青森県田子町	田子町県境不法投棄原状回復調査協議 会を開催	第5回
116	2004	8	12	青森県田子町	両県に文書を提出	
117	2004	9	18	青森県	県境不法投棄現場原状回復対策推進協 議会現地視察及び意見交換会を開催	
118	2004	10	2	岩手県	青森・岩手県境不法投棄現場の原状回 復対策協議会を開催	第8回, 現地視察と協議会
119	2004	11	1	青森県	廃棄物の一次撤去のための試行を開始	11/5まで
120	2004	11	5	田子町議会	県境不法投棄事案に係る調査特別委員 会において意見集約	現地処理施設整備案を推進
121	2004	11	11	青森県田子町	田子町県境不法投棄原状回復調査協議 会を開催	第6回
122	2004	11	13	青森県	県境不法投棄現場原状回復対策推進協 議会を開催	第6回
123	2004	11	29	青森県田子町	田子町県境不法投棄原状回復調査協議 会を開催	第7回

⑨ 2004/12~2005/5:青森県が撤去を開始

No.	年	月	日	主 体	事柄	備考
124	2004	12	6	青森県	廃棄物の一次撤去を開始	
125	2004	12	11	岩手県	青森・岩手県境不法投棄現場の原状回 復対策協議会を開催	第9回,現地視察と協議会
126	2004	12	24	青森県	県境不法投棄現場周辺生物影響調査評 価委員会を開催	第2回
127	2005	2	5	岩手県	青森・岩手県境不法投棄現場の原状回 復対策協議会を開催	第10回
128	2005	2	18	青森県田子町	田子町県境不法投棄原状回復調査協議 会を開催	第8回

青森・岩手県境不法投棄問題の経過と 視察レポート:研究資料として

表8 (続き)

⑨ 2004/12~2005/5:青森県が撤去を開始(続き)

No.	年	月	日	主	体	事	柄	備	考
129	2005	2	19	青森県		県境不法投棄現場原状 議会を開催	口復対策推進協	第7回	
130	2005	3	16	青森県田子岡	Π	田子町県境不法投棄原 会を開催	状回復調査協議	第9回	
131	2005	4		青森県		八戸セメント(株)周辺町 民説明会	内会に対する住	4/10, 4/16,	4/17
132	2005	4	13	岩手県		青森・岩手県境不法投 復対策協議会を開催	棄現場の原状回	第11回	
133	2005	5	12	青森県田子岡	ll.	田子町県境不法投棄原 会を開催	状回復調査協議	第10回	
134	2005	5	16	青森県		新たな中間処理先であ (株)に搬出を開始	る八戸セメント		

(10) 2005/6~2005/11:青森県の浸出水処理施設が稼働

No.	年	月	日	主 体	\$ 事 柄	備考
135	2005	6	1	青森県	浸出水処理施設が完成,稼働を開始	
136	2005	6	4	青森県	浸出水処理施設見学会と県境不法投棄 現場原状回復対策推進協議会を開催	第8回
137	2005	6	11	岩手県	青森・岩手県境不法投棄現場の原状回 復対策協議会を開催	第12回
138	2005	6	17	青森県田子町	県に文書を提出	
139	2005	7	30	青森県	県境不法投棄現場原状回復対策推進協 議会を開催	第9回
140	2005	8	27	青森県田子町	田子町県境不法投棄原状回復調査協議 会を開催	第11回
141	2005	9	10	岩手県	青森・岩手県境不法投棄現場の原状回 復対策協議会を開催	第13回
142	2005	9	17	青森県	県境不法投棄現場原状回復対策推進協 議会を開催	第10回
143	2005	10	22	岩手県	青森・岩手県境不法投棄現場の原状回 復対策協議会を開催	第14回
144	2005	11	19	青森県	県境不法投棄現場原状回復対策推進協 議会を開催	第11回

出所:以下を参考に筆者が作成。

田子の声:県境産廃不法投棄問題のこれまでの経緯

[http://www.takkonokoe.jp/news/006/index.html]

青森県事業実施計画書別添資料3:青森・岩手県境不法投棄に係る経緯等

[http://www.kenkyo.pref.aomori.jp/pdf/topi_160518_shiryou3.pdf] 県境産業廃棄物不法投棄事案検証結果報告書(岩手県,平成15年3月26日)

http://www.pref.iwate.jp/ hp0102/04_gyoukou/houkoku.htm) デーリー東北新聞社ホームページ:県境産廃問題の主な経緯(2004/08/06)

[http://www.daily-tohoku.co.jp/industry-waste/news/2004/w_keii.htm]

表 9 青森県側の現場での動き

No.	年	月	日	事 柄	備考
1	2004	3	2	仮設浄化プラントが稼働	計画処理量: 400m3/日
2		4	30	水質モニタリング	第1回
3		5	26	水質モニタリング	第2回
4		6	29	水質モニタリング	第3回
5		7	15	水質モニタリング	第4回
6		8	4	水質モニタリング	第5回
7		9	13	水質モニタリング	第6回
8		10	19	水質モニタリング	第7回
9		11	1, 2, 4, 5	廃棄物の撤去の試行	
10		11	18	水質モニタリング	第8回
11		12	1	水質モニタリング	第9回
12		12	6	廃棄物の一次撤去作業を開始	
13	2005	1	13	水質モニタリング	第10回
14		2	1	水質モニタリング	第11回
15		3	1	水質モニタリング	第12回
16		4	25, 26	八戸セメント(株)へ試行搬出	
17		4	28	水質モニタリング	第1回
18		5	16	八戸セメント(株)への本格搬出を開始	
19		5	25	水質モニタリング	第2回
20		6	1	浸出水処理施設が稼働	計画処理量: 150m3/日
21		6	14	水質モニタリング	第3回
22		7		仮設浄化プラントの運転を停止, 撤去	
23		7	14	水質モニタリング	第4回
24		8	3	水質モニタリング	第5回
25		9	15	水質モニタリング	第6回
26		10	17	鉛直遮水壁 (第3工区) の昼夜間工事を開始	12/24まで予定
		1 . 10			

出所:以下を参考に筆者が作成。

「現地事務所だより」第1号~第10号 [http://www.kenkyo.pref.aomori.jp/letter-top.html] モニタリング経過〔http://www.kenkyo.pref.aomori.jp/monitor_01.html〕

表10 岩手県側の現場での動き

No.	年	月	日	事柄	備考
1	2004	4	27	周辺環境調査	6/17, 7/7, 9/8
2		5	18	土壌ガス調査	
3		5	26	水質モニタリング	第1回
4		6		不法投棄追放月間 (スカイパトロール)	
5		6	17	水質モニタリング(周辺,VOC のみ)	
6		7	7	水質モニタリング(周辺,VOC のみ)	
7		8	4	水質モニタリング	第2回
8		8	5	行政代執行による廃棄物 (鶏糞390.93t) の撤去を開始	8/31撤去完了
9		8	20-26	大気モニタリング	第1回

表10 (続き)

No.	年	月	В	事柄	備考
10	2004	8	25	L 地区建屋内のドラム缶 (4.53t)を撤去	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
11		9	6	地上堆積物 (汚泥約13,000t) の撤去を開始	
12		9	8	水質モニタリング (周辺, VOC のみ)・底質調査	
13		10		不法投棄追放月間 (スカイパトロール)	
14		10	4	台風21号の影響により廃棄物の搬出を停止	通行経路の地すべり
15		10	15	廃棄物の搬出を再開	
16		10	19	水質モニタリング	第3回
17		11	4-11	大気モニタリング	第2回
18		11	10	水質モニタリング(周辺, VOC のみ)	岩手のみ
19		11	19	廃棄物選別施設の本体工事に着手	3,320m ²
20		12	1	水質モニタリング	第4回
21		12	3-9	大気モニタリング	第3回
22		12	17	選別施設敷地内の廃棄物を検証	
23		12	17	道路交通騒音モニタリング	
24	2005	1	7	水質モニタリング(周辺,VOC のみ)	岩手のみ
25		3	3-9	大気モニタリング	第4回
26		4	13	選別施設の稼働を開始	
27		4	22	水質モニタリング(周辺,VOC のみ)	
28		5	19-26	大気モニタリング	第1回
29		5	25	水質モニタリング(全地点、全項目)	
30		6		不法投棄追放月間 (スカイパトロール)	
31		6	8	水質モニタリング(周辺,VOC のみ)	
32		7	5	廃棄物運搬ルートの復旧	
33		7	13	水質モニタリング(周辺,VOC のみ)	
34		7	14-21	大気モニタリング	第2回
35		8		選別施設周辺の汚泥の搬出を開始	
36		8	1	分析室の業務を開始	
37		8	3	水質モニタリング (全地点,全項目)	
38		9	12	水質調査(VOC のみ)	
39		9	26	大気モニタリング(~10/11)	第3回
40		10		不法投棄追放月間 (スカイパトロール)	
41		10	5, 12	水質モニタリング (全地点,全項目)	
42		10	6	有害産業廃棄物(推定16,900t)の撤去を開始	年度中完了目標
43		10	25	道路交通騒音モニタリング	
44		11	2	水質調査(VOC のみ)	
45		12	1-9	大気モニタリング	第4回
46		12	7	水質モニタリング (全地点,全項目)・底質調査	

出所:以下を参考に筆者が作成。

「県境産廃いわてだより」第1号~第18号

[http://www.pref.iwate.jp/%75hp7501/office/002/kenkyogenba/index.html#section1] モニタリング測定結果 [http://www.pref.iwate.jp/`hp0315/haikibutu/monitoring_top.htm]

【年表編:終わり】

おわりに

以上のデータ・レポート・年表は、それらを作成すること自体が目的ではない。これらの資料およびその作成経験を今後有効に生かして、経済学的な視点・方法で現在の諸問題を分析し対策を講じるのが、この資料を作成した真の意図である。

今日の廃棄物処理に関する問題の見方は、技術的なものから感情的なものに至るまで、それが学問的かどうかを別にして、きわめて多種多様である。その中で、経済学がこれらの問題を適切に解析するためには、現状を考慮した上でのモデル分析を目指すことが重要である。巷でよく見かける、数量や費用のデータをかき集めて体よく並べただけの「似非経済学的分析」にならぬよう、筆者もあらためて気を引き締める所存である。

最後に、これらの拙い資料が、不法投棄問題をはじめとする各種の廃棄物処理問題に関心をもっている各方面の方々、あるいは学生諸君にとって、わずかながらでもお役に立つことがあるのならば、望外の幸せである。

◎謝 辞:その1

本研究資料を作成するにあたって,下記の方々にご尽力いただきました。この場を借りて,厚く御礼申し上げます。

①青森・岩手現地調査(2005年9月6日~8日)の計画・同行・案内

岩永 宏平氏(財団法人日本環境衛生センター西日本支局環境工学部)

岸川 栄二氏(財団法人日本環境衛生センター西日本支局環境工学部)

笹尾 俊明氏(岩手大学人文社会科学部)

大日向勝美氏(青森県環境生活部県境再生対策室)

工藤 昇氏(青森県環境生活部県境再生対策室)

②草稿段階の資料の記述に関する事実確認

岸川 栄二氏(同 上)

笹尾 俊明氏 (同 上)

太田 明彦氏(青森県環境生活部県境再生対策室)

木村 孝男氏(岩手県産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室)

◎謝 辞:その2

第1部の脚注3でふれた「九州環境技術創造道場」《於:北九州ハイツ(北九州市八幡西区的場町1-1),開講日:2005年7月22~24日,9月23~25日,10月21~23日(韓国視察),11月25~27日,2006年1月27~29日》では,道場長の花嶋正孝先生(福岡大学名誉教授)をはじめ、伊藤洋先生(㈱地圏環境テクノロジー環境技術部長)、樋口壯太郎先生(福岡大学大学院教授),押方利郎先生(大成建設㈱環境保全グループ部長,本年4月30日で定年退職),堀井安雄先生(㈱クボタ環境リサイクル事業部長),島岡隆行先生(九州大学大学院教授)に、詳細かつ熱心なご指導を賜りました。技術に関してまったくの素人である筆者が自然科学の分野を本格的に勉強するのは高校時代以来で、本当に刺激的な時間を過ごすことができました。あらためて御礼を申し上げます。

また、ともに受講生として道場で学んだ下記の「学友」諸氏(2006年1月28日の「受講生プレゼンテーション」発表順)、および事務局の石川達郎氏(北九州市役所)、古賀啓子氏(NPO 法人 環境創造研究機構)には、講義時間以外の「討論会」も含めて、大変お世話になりました。今後も引き続き、よろしくお願い申し上げます。

椎原 美紀氏(西日本技術開発(株))

釜田 陽介氏 (株)クボタ)

浅井 幹介氏 (株)ヤマゼン)

片岡 史隆氏 (㈱新日化環境エンジニアリング)

伊東 信行氏(北九州市役所・事務局)

堀口 信也氏(㈱太平設計)

三井 光彦氏(帝人エコ・サイエンス(株))

大池 利洋氏(ひびき灘開発(株))

字良 直子氏(株)間組)

上田 恭久氏(㈱)中央環境)

久田見幸周氏 (環境テクノス(株))

井上 寛康氏(直方市役所)

吉本 雄一氏 (新日本製鐵(株))

古賀 圭一氏 (株)九州テクノリサーチ)

中川 稔氏(中川リサイクル産業(株))

石田 泰之氏(太平洋セメント(株))

山本 祐紀氏(()天山環境開発工業)

野口健太郎氏 (久留米市役所)

野村 久美氏 (㈱福山コンサルタント)

土肥 浩樹氏 (西日本シート工業(株))

船津 陽一氏 (㈱スカラベサクレ)